

第7 長期優良住宅の普及の促進に関する法律（平成20年法律第87号。以下この第7の表において「法」という。）に基づく認定手数料

(1) 法第5条第1項から第7項までの規定に基づく長期優良住宅建築等計画又は長期優良住宅維持保全計画の認定の申請（1件につき） 次の表に掲げる額。ただし、法第6条第2項の規定により申し出る場合は、別表の第5の部(1)に規定する手数料の額を加算した額

区分		手数料の額	
住宅の品質確保の促進等に関する法律（平成11年法律第81号。以下この第7の表において「住宅品質確保法」という。）第5条第1項に規定する住宅性能評価書（以下この項において「住宅性能評価書」という。）を添付する場合、又は住宅品質確保法第6条の2第3項に規定する確認書（以下この項において「確認書」という。）を添付する場合（住宅を新築する場合に限る。）	一戸建ての住宅	15,000円	
	一戸建ての住宅以外の住宅	1棟当たりの申請に係る戸数が1戸のもの	15,000円
		1棟当たりの申請に係る戸数が1戸を超え5戸以下のもの	26,000円
		1棟当たりの申請に係る戸数が5戸を超えるもの	41,000円
住宅性能評価書又は確認書を添付する場合（住宅を新築する場合を除く。）	一戸建ての住宅	22,000円	
	一戸建ての住宅以外の住宅	1棟当たりの申請に係る戸数が1戸のもの	22,000円
		1棟当たりの申請に係る戸数が1戸を超え5戸以下のもの	37,000円
		1棟当たりの申請に係る戸数が5戸を超えるもの	60,000円
その他の場合（住宅を新築する場合に限る。）	一戸建ての住宅	51,000円	
	一戸建ての住宅以外の住宅	1棟当たりの申請に係る戸数が1戸のもの	51,000円
		1棟当たりの申請に係る戸数が1戸を超え5戸以下のもの	115,000円
		1棟当たりの申請に係る戸数が5戸を超えるもの	183,000円
その他の場合（住宅を新築する場合を除く。）	一戸建ての住宅	75,000円	
	一戸建ての住宅以外の住宅	1棟当たりの申請に係る戸数が1戸のもの	75,000円
		1棟当たりの申請に係る戸数が1戸を超え5戸以下のもの	172,000円
		1棟当たりの申請に係る戸数が5戸を超えるもの	273,000円